

Web

# 労働おおいた

Roudou  
ITA

# 2013/5

第 25 号 (通巻第 719 号)  
制作・発行  
大分県商工労働部労政福祉課

第84回  
メーデー

## 安心して暮らせる未来をみんなで作ろう！



❑ 連合大分系労組によるメーデー大分県中央大会 (大分市若草公園)

❑ 連合大分 村田正利会長

### 労働者の祭典「メーデー」の式典が各地で開催

労働者を取り巻く厳しい情勢が続く中、労働者の祭典「メーデー」を祝う式典が県内各地で行われました。

連合大分系労組は、4月27日から5月1日に県内8会場で式典を開催し、延べ11,000人の労働者が参加しました。

4月27日(土)の「メーデー大分県中央大会(大分市若草公園)」では、約2,200人の参加者のほか、広瀬勝貞大分県知事や釘宮磐大分市長など、多くの来賓もお祝いに駆け付けました。

大会では、村田正利連合大分会長が「長引く深刻な経済情勢によって、格差の拡大や不安定雇用の増大など、将来への不安が生じている。働く者・生活者の立場に立った政策の実現、全ての労働者の賃金・労働条件の底上げ

をはかっていく必要がある」と訴えました。

また、広瀬知事は「家族のため、地域のために働く労働者の皆さんに敬意を表する。今後の労働運動が健全かつ民主的に展開され、広く県民の共感を呼ぶ運動へと発展するよう期待してる」とあいさつしました。

その他、大会ではスローガン「メーデーは働く人が主役。声をひとつに仲間を集めて、安心して暮らせる未来をみんなで作ろう！」の採択や、「働くことを軸とする安心社会の実現」などが盛り込まれたメーデー宣言、「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げの実現」に向けた特別決議の採択が行われました。

県労連系労組は、5月1日(水)に、大分市大手公園で「たたかうメーデー大分県中央集会」を開催し、約400人が参加しました。

(P2に続く) ❑

目次	
●第84回メーデー開催	P1
●労働トピックス～労働者を取り巻く情勢～	P2
●労務管理アドバイス	P3
●労政福祉課の重点取組	P4
●WLB推進マニュアル・リーフレット作成	P4

●子育て支援事業の実施企業を募集中	P5
●平成25年春季賃上げ要求・妥結状況	P5
●主要労働経済指標	P6
●平成24年度の労働相談の状況	P7
●労委だより	P7
●大分県労政・相談情報センターの紹介	P8
●労働相談、各種講演会のお知らせ	P8

📌 (P1からの続き)

集会では、日野智子大分県労連議長が「アベノミクスは大企業にとっては良いかもしれないが、労働者には景気が良くなった実感がない。非正規の拡大につながるような規制緩和をはじめ、介護保険、年金、生活保護費の改悪などは絶対に許されるものではない」と訴えました。

また、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をメインスローガンに、雇用の安定、最低賃金1,000円以上、消費税増税・TPP参加阻止、憲法改悪反対などが盛り込まれたスローガン、メーデー宣言が採択されました。



大分県労連 日野智子議長



県労連系労組による第84回メーデー (大分市大手公園)

7月1日(日)～7日(金)は **全国安全週間**

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、7月1日～7月7日までを安全週間(6月1日～30日までを準備期間)として、全国一斉に積極的な活動を行うこととしています。

平成25年度スローガン **高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害**

# 労働トピックス

## ～労働者を取り巻く情勢～

### 労働契約法の改正

平成24年8月10日に公布された「労働契約法の一部を改正する法律」が、平成25年4月1日から施行され、今回の改正で、有期労働契約について①「無期労働契約への転換(18条)」、②「雇止め法理の法定化(19条)」(②については平成24年8月10日施行)、③「不合理な労働条件の禁止(20条)」の3つのルールが規定されました。

①の無期労働契約への転換については、「有期労働契約が5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる(ただし、無期契約転換後の労働条件は、別段の定めがない限り、直前の有期契約と同一となる)」というもので、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることが目的とされています。

契約期間の通算は、平成25年4月1日以降に新たに契約する有期労働契約からとなりますが、使用者が3年目などの途中で「更新期間は5年までとする」というような後出しで雇止めの規定を設けた場合、19条(②雇止め法理に関する規定)の規制を受けることになります。

そのため、更新基準や更新期間(回数)に上限を定めるなどの場合は、労使間で協議のうえ、就業規則や労働協約によりあらかじめ定めをしておく必要があります。

③不合理な労働条件の禁止では、無期契約と有期契約の間で、通勤手当の支給など、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることが禁止されています。

今回の法改正が、年々増加する非正規雇用労働者に対する諸問題の解消と、働く人が安心して働き続けることができる社会の実現につながることを期待されています。

### 解雇規制の緩和の動向

政府が6月にまとめる成長戦略に向けて、産業競争力会議や規制改革会議において、雇用分野での様々な検討がされています。なかでも、成熟産業から成長産業への人材の流動化を目的として議論されてきた「解雇規制の緩和」が注目をされています。

これまでの議論では、労働契約法に「解雇の自由」の原則を規定し、裁判になる前に再就職支援金を支払えば解雇できる「事前型の金銭解決制度」の導入の意見が出されていました。これに対して、国会や政府内からも反対意見が出され、安倍首相も導入を否定しました。ただし一方で、裁判で解雇無効の判決が出た場合に労働者に補償金を支払って雇用契約を終了させる選択肢をつくる「事後型の金銭解決」は、規制改革会議での議論が続いており、今後の検討課題とされています。

また、雇用制度改革の骨格では、離職する労働者の再就職を支援する事業主に対する「労働移動支援助成金」の拡充や、職務や勤務地を限定した「限定正社員制度」についての考え方が示されました。

そのうち、限定社員制度については、賃金は従来の正社員より安くなる一方で、期間の定めがなく雇用され、社会保険への加入や、子育てや介護との両立がしやすいメリットが生じるとされています。ただし、就業規則や労働契約で定めた職務が廃止されれば雇用契約も終わるといふものです。

その他、安倍首相は、最低賃金の引き上げと中小企業への支援策をセットで議論を進める意向で、今後の動向に注目する必要があります。





【執筆】  
社会保険労務士  
篠原文司

社会保険労務士  
篠原事務所  
大分市下郡1602-1  
大分県保険医会館2-8

今年度からこの「労務管理アドバイス」のページを担当致します。社会保険労務士の篠原と申します。労使が同じ目的目標に向かい、生き生きと働きやすい職場作りのポイントなどをお伝えしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

「110万件」。この数字は平成23年度に全国の労働局や労働基準監督署へ寄せられた、総合労働相談の件数です。4年連続で100万件を超え、「いじめ・嫌がらせ」が増加するなど紛争内容は多様化しています。大分県でも県労政・相談情報センターが平成24年度に受け付けた労働相談は前年比3.8%増となり、依然として厳しい状況にあります。

なぜ労使トラブルが起きるのでしょうか。私の経験上、その多くは感情的なもつれから労働基準法違反等が表面化し、労使紛争に発展すると確信しています。そして、トラブルになる多くの案件では労働条件が明示されていません。

労働条件の明示はトラブル防止の大事な入口と言えます。

労働基準法第15条では使用者に労働条件の明示を義務付けています。基本的な事ですが、いつからいつまで、どこで、どんな仕事をするのか、賃金は・・・、それに対してこの条件なら働きますという約束が労働契約です。そして、法律で定められているからというだけでは無く、労働条件を労使双方で確認する事にはトラブル防止の大きな役割があります。

入社時に大まかな労働条件を口

# 労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

## ～ 労使間トラブルの防止について ～

頭で伝えられていたが、支給された給料が約束と違うようだ、入社3か月は試用期間だと思っていたら3か月の期間雇用だった、ハローワークの求人票と労働条件が違った、など不信任から賃金未払いや解雇などの労使紛争に発展するパターンが非常に多いのが現状です。

この労働条件には必ず書面で明示しなければいけない事項と、定めをした場合には明示しなければならない事項がありますが、パートタイム労働者などは、更に①昇給の有無②退職手当の有無③賞与の有無、についても書面での交付が必要です。また労働基準法施行規則が改正され、期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項も明示しなければいけなくなりました。(下図参照。)

また、この労働条件は「労働契

約の締結に際し・・・(中略)明示しなければならない。」と定められています。具体的にいつかは決められていませんが、遅くとも出勤日初日には必要です。とりあえず様子を見て1か月後に決定するという事では「労働契約締結の際」とは言えません。出来れば内定時に労使当事者が内容を確認し書面で契約を交わす事で、入社初日から思い切り働ける環境を整えると、お互いにとって良いでしょう。

働きやすい職場作りという視点から考えると、労使トラブルは絶対に避けなければなりません。休み明けの朝が待ち遠しくなるような職場作りを目指して、この労働条件の明示を適正に行うだけでも、多くの労使トラブルが減ると期待しています。

### 明示すべき労働条件

必ず明示しなければならない事項	書面の交付によらなければならない事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働契約の期間</li> <li>② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項</li> <li>③ 就業の場所・従事すべき業務</li> <li>④ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働(早出・残業等)の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項</li> <li>⑤ 賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期</li> <li>⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含みます。)</li> </ul>
定めをした場合には明示しない事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 昇給に関する事項</li> <li>⑧ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払いの方法及び支払いの時期</li> <li>⑨ 臨時に支払われる賃金、賞与等及び最低賃金額に関する事項</li> <li>⑩ 労働者に負担させる食費、作業用品などに関する事項</li> <li>⑪ 安全・衛生</li> <li>⑫ 職業訓練</li> <li>⑬ 災害補償、業務外の傷病扶助</li> <li>⑭ 表彰、制裁</li> <li>⑮ 休職</li> </ul>

※ パートタイム労働者については、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」についても書面の交付をしなければなりません。

# 平成25年度 労政福祉課の重点取組

## ワーク・ライフ・バランス実践支援事業

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、中小企業へのアドバイザー派遣を行うほか、子育て環境の整備に向けて男性の育児休業取得を促進する企業を支援します。

また、企業の経営戦略としての啓発セミナー（実践トップセミナー、県民セミナー）を開催します。（P5参照）

## しごと子育てサポート企業募集

ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組として、一般事業主行動計画策定が努力義務である従業員100人以下の中小企業の計画策定を推進するため、おいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」の認証制度を設け、登録企業の募集を行っています。

詳しくは「おいたの労働」の「子育てサポート企業を募集しています」のホームページをご覧ください。（P5参照）



H24. 12. 21 男性の育児取得者との意見交換会

## 労働相談

県では「労政・相談情報センター」で、労働者、使用者を問わず労働に関する相談をお受けしています。

近年の労働相談では、賃金の未払いや解雇・退職勧奨、労働時間など労働条件に関する相談のほか、職場でのいじめやパワハラなどの相談が多く寄せられています。

そのため、弁護士が直接相談をお受けする「巡回特別労働相談」や、センター職員がお受けする「労働なんでも相談」を、

毎月県内各地で開催しています。

## 労働講座

労働問題に関する認識を深めていただくことで、労使関係の安定と向上を図るため、時宜にかなったテーマを設け、県内各地で労働講座を開催します。

使用者、労働者に関わらず関心のある方はご参加いただけます。



H24. 11. 1 東部地域労働講座

## 出前講座

労働者や使用者など県民の皆さんの会合に出向いて、労働法の基礎知識についての出前講座を行っています。

また、就職予定の高校生、専修学校生等を対象にした「これから働く人のためのワークルール出前講座」を開催しています。学生・生徒がこれから実社会で働く際に必要となる労働関係の基礎知識や、困ったときの相談窓口などを情報提供することで、若者の早期離職や職場・仕事でのトラブルなどの未然防止を図ります。

## 労働者のための制度資金融資

労働者の生活安定と福祉向上のために、労働金庫と県が協力して「教育・冠婚葬祭等資金」「育児・介護休業者生活資金」を融資しています。

融資の申し込みや内容は、九州労働金庫県内各支店までお問い合わせください。

## WLB推進のためのマニュアル・リーフレットを作成



リーフレット



実践マニュアル

この度、県労政福祉課では、人材活用・組織活性化につながる経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスを目指し、実践マニュアルと啓発リーフレットを作成しました。

データについては、大分県のホームページ（おいたの労働）からPDFファイルをダウンロードできます。

[アドレス]  
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/workkosodate.html>

## 承ります！出前講座

～出前メニュー～

- 学生を対象とした「働き方のルール」
- 労働者を対象とした「労働法」
- 経営者を対象にした「労務管理」「ワーク・ライフ・バランス」など

～問い合わせ先～

大分県商工労働部 労政福祉課  
労働相談・啓発班  
TEL 097-506-3354  
FAX 097-506-1827

# ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業 実施企業募集中

県では、一般事業主行動計画の目標達成や、社員の仕事と仕事以外の生活が充実する職場環境の整備等を支援するため、「ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業」の実施企業を募集しています。

### ○応募資格

県内に事業所を有する従業員数が概ね300人以下の中小企業等

### ○募集企業数

18社以内

### ○事業内容

県から委嘱されたアドバイザーが訪問し、育児・介護との両立や、ワーク・ライフ・バランス推進に有効な取組や雇用環境の整備について、指導・助言をします。

また、企業が社員向けに開催するワーク・ライフ・バ

ランスセミナーの講師にも利用できます。

### ○募集期間

平成25年4月1日(月)～平成25年6月7日(金)

### 問い合わせ先

労政福祉課労政福祉班 担当：後藤（ト）

tel：097-506-3327

fax：097-506-1827

※詳細は労政福祉課ホームページ「おいたの労働」のメニュー「子育て支援、ワーク・ライフ・バランス」のトップページから「ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業実施企業募集中」ページでご覧いただけます。

[アドレス]http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/workkosodate-0203.html

平成25年（3月31日現在：労政福祉課調べ）

## 春季賃上げ要求・妥結状況

### 1 概況

調査対象178事業所のうち要求を把握できたのは53事業所で、全体の30.46%です。そのうち妥結した事業所は33事業所で、要求を把握できた事業所の62.26%です。

### 2 要求状況

要求を把握できた53事業所の平均要求額は5,307円、率は2.03%となっています。そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で217円、率で0.07ポイント上回っています。

### 3 妥結状況

妥結した33事業所の平均妥結額は3,586円、率は1.36%となっています。そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で214円上回り、率で0.07ポイント上回っています。

(注)・数字はすべて加重平均。

- ・表中の符号「x」は対象が少ないため公表しないが、「x」の数値は総数に含む。
- ・平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均。
- ・空白箇所は、現時点で未把握。

調査結果の詳細は、ホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

産 業	要 求					妥 結		
	要求組合数	年齢	平均賃金	要求額(円)	要求率(%)	妥結組合数	妥結額(円)	妥結率(%)
全産業計	53	39.1	261,131	5,307	2.03	33	3,586	1.36
食料品 たばこ	1	x	x	x	x			
繊維工業	1	x	x	x	x	1	x	x
パルプ・紙・紙加工品	1	x	x	x	x	1	x	x
化学 石油 プラスチック	3	40.7	313,031	5,074	1.62	1	x	x
窯業 土石	4	42.0	293,771	3,148	1.07	3	2,033	0.69
鉄鋼 非鉄								
金属製品	1	x	x	x	x	1	x	x
機械器具								
電気機械器具	2	44.5	347,749	2,526	0.73	2	2,346	0.67
輸送用機械器具	6	40.9	247,940	4,926	1.99	6	3,856	1.56
電子部品・デバイス・電子回路 その他	1	x	x	x	x	1	x	x
鉱業 採石業 砂利採取業	2	47.1	281,689	6,592	2.34			
建設業	2	36.9	222,436	6,913	3.11			
電気 ガス業	2	41.2	307,100	12,622	4.11			
情報伝達業	2	35.2	332,280	11,161	3.36	2	7,263	2.19
運輸業 郵便業	11	41.8	233,736	4,024	1.72	9	1,195	0.51
卸売業 小売業	6	34.2	261,045	5,866	2.25	3	5,003	1.88
不動産業 物品賃貸業								
宿泊業 飲食サービス業	1	x	x	x	x	1	x	x
教育 学習支援業	1	x	x	x	x			
医療 福祉	2	42.1	193,938	2,988	1.54	1	x	x
複合サービス事業	2	39.1	202,033	9,430	4.67			
サービス業	2	40.0	283,475	4,845	1.71	1	x	x

## 各種調査にご協力ください

県労政福祉課では、労働行政の諸施策推進のための各種調査を行っています。調査対象となられた事業所及び労働組合におかれましては、ご協力をよろしくお願い致します。

### ○春季賃上げ・夏季一時金・年末一時金調査

労働組合を通じて要求・回答・妥結状況を調査します。

### ○労働福祉等実態調査

労働条件や労働福祉等について調査します。

### ○労働組合基礎調査(労使関係総合調査)

労働組合の組織状況を調査します。

### ○労働協約等実態調査(労使関係総合調査)

労働組合の活動状況を調査します。

問合せ先：労働相談・啓発班 TEL 097-506-3354



主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
12月	668,705	544,475	293,666	253,135	375,039	291,340	150.1	157.4	137.4	144.2	12.7	13.2
24年 1月	296,910	258,150	287,575	247,217	9,335	10,933	140.9	152.2	128.9	138.5	12.0	13.7
2月	293,562	261,291	290,320	260,661	3,242	630	151.4	153.4	139.1	142.3	12.3	11.1
3月	310,553	289,196	292,487	257,907	18,066	31,289	152.6	155.8	139.8	144.3	12.8	11.5
4月	302,938	257,924	293,019	255,688	9,919	2,236	153.6	158.3	140.9	147.9	12.7	10.4
5月	297,556	273,772	289,048	253,123	8,508	20,649	148.3	152.7	136.2	142.6	12.1	10.1
6月	523,271	420,203	290,433	253,153	232,838	167,050	154.9	159.0	142.9	148.4	12.0	10.6
7月	408,922	339,023	289,540	253,128	119,382	85,895	153.2	159.9	141.2	149.2	12.0	10.7
8月	299,197	258,945	288,158	252,630	11,039	6,315	148.4	155.1	136.8	144.8	11.6	10.3
9月	294,154	254,006	288,377	253,834	5,777	172	148.1	153.3	136.3	143.1	11.8	10.2
10月	296,223	255,442	289,631	251,883	6,592	3,559	152.5	158.6	140.4	148.8	12.1	9.8
11月	306,102	275,985	289,524	253,841	16,578	22,144	155.5	157.9	143.1	148.1	12.2	9.8
12月	649,544	519,972	289,445	254,075	360,099	265,879	148.6	151.5	136.0	141.9	12.6	9.6
25年 1月	299,270	257,957	285,798	250,467	13,472	7,490	139.4	145.3	127.4	136.0	11.7	9.3
2月	291,539		287,924		3,615		145.4		133.5		11.9	

資料出所

厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)  
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
12月	1.22	1.07	0.71	0.66	99.9	100.2	93.4	99.7	351,861	404,002
24年 1月	1.20	1.20	0.73	0.70	99.6	99.9	95.2	103.0	309,483	307,087
2月	1.27	1.16	0.75	0.73	99.8	100.2	94.4	95.3	242,949	368,405
3月	1.19	1.08	0.76	0.71	100.3	100.5	95.6	103.4	329,671	292,276
4月	1.28	1.12	0.79	0.71	100.4	100.5	95.4	95.6	339,069	376,942
5月	1.35	1.18	0.81	0.74	100.1	100.5	92.2	89.6	304,653	337,998
6月	1.32	1.08	0.82	0.73	99.6	99.7	92.6	96.8	292,937	279,091
7月	1.31	1.20	0.83	0.74	99.3	99.4	91.7	101.3	312,592	322,043
8月	1.33	1.20	0.83	0.76	99.4	99.9	90.2	98.6	310,643	377,515
9月	1.24	1.07	0.81	0.74	99.6	99.9	86.5	93.5	299,821	370,918
10月	1.29	1.07	0.80	0.68	99.6	99.9	87.9	92.0	315,161	347,208
11月	1.31	1.20	0.80	0.75	99.2	99.3	86.7	94.0	300,181	347,186
12月	1.31	1.02	0.82	0.74	99.3	99.3	88.8	101.9	359,482	373,965
25年 1月	1.33	1.19	0.85	0.75	99.3	99.2	89.1	96.2	321,065	325,979
2月	1.35	1.19	0.85	0.74	99.2	99.2	89.6		298,682	301,221

資料出所

厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) ● 空欄は未公表

# 大分県労政・相談情報センター 平成24年度の相談状況

大分県労政・相談情報センター(県労政福祉課内)では、年間を通じて労働問題全般の電話相談や来所相談を受け付けています。また、毎月県内各地で、弁護士が直接相談を受ける「特別巡回労働相談」や、当センター職員が対応する「労働なんでも相談」を開催しています。

このたび平成24年度の相談状況がまとまりましたのでお知らせします。

相談件数は1,077件、前年度から3.8%の増

平成24年度の労働相談の件数は前年度から39件増加し、1,077件(対前年比3.8%増)となり、2年連続で相談件数が1,000件を超えました。

また、業種別に見ると、医療・福祉関係からの相談が111件で、3年連続で最も相談が多い業種となっています。次いで卸売業、小売業の80件、製造業の76件となっています。

なお、1,077件のうち、労働者からの相談は1,019件で、そのうち非正規労働者の相談が43.7%となっています。

相談内容では賃金に関するものが最も多い

相談内容を大別すると、「労働条件に関すること」が662件で61.5%を占めています。次いで、その他(パワハラ、損害賠償など)が194件(18.0%)、「勤労者福祉に関すること」が111件(10.3%)となっています。

また、相談内容の詳細では「賃金」が206件(19.1%)、「その他(パワハラ、損害賠償など)」が194件(18.0%)、「労働時間、休日・休暇に関すること」158件(14.7%)の順となっています。

なお、「その他(パワハラ、損害賠償など)」のうち、パワハラ、職場の人間関係(嫌がらせ)に関する相談は78件となっています。



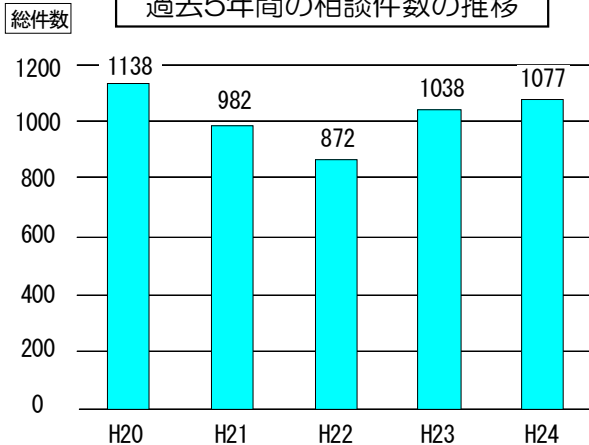
平成24年度内容別件数

相談内容	件数
賃金	206
その他(パワハラ、損害賠償など)	194
労働時間、休日・休暇	158
退職、退職金	111
解雇、退職勧奨	93
労働保険	77
その他の雇用関係	53
その他の労働条件	42
勤労者福祉 ほか	33
安全衛生	31
その他	79
合計	1,077

平成24年度  
業種別件数

業種	件数
医療、福祉	111
卸売業、小売業	80
製造業	76
宿泊業、飲食サービス業	58
建設業	38
生活関連サービス、娯楽業	37
その他(不明含む)	677
合計	1,077

過去5年間の相談件数の推移



## 労委だより

大分県労働委員会事務局 TEL 097-506-5251 FAX 097-506-1788

### 平成25年3月～4月の概況

#### ◎審査事件関係

種別	新規	2月から繰越	終結	5月へ繰越
不当労働行為事件	0	1	0	1
労働組合資格審査	0	1	0	1

#### ◎調整事件関係

種別	新規	2月から繰越	終結	5月へ繰越
あっせん	0	1	1	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

#### ◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	2月から繰越	終結	5月へ繰越
あっせん	1	1	1	1

#### ◎会議の開催状況

3月12日第1517回定例総会      4月9日第1519回定例総会  
3月26日第1518回定例総会      4月23日第1520回定例総会

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。

解雇、賃金未払い、配転など、労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

(県庁舎本館7階)

※相談時間は、9時から17時まで

**大分県労働委員会  
労働相談ダイヤル**

**097-536-3650**

# 職場や仕事の悩み、トラブルは 大分県労政・相談情報センターの労働相談へ



## ご相談・お問い合わせは

### 労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540  
携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

### 非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・・・・・・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の3種類があります。各相談とも予約不要、相談無料です。

#### 通常労働相談(随時)

- ◇受付：月曜～金曜の毎日8時30分～17時15分  
(祝日、12/29-1/3を除く)
- ◇相談方法：来所または電話
- ◇県職員が直接相談を受けますので、秘密厳守です
- ◇場所：大分県庁本館 7F 労政福祉課労働相談室

#### 巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回しながら開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が相談お受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆6月26日(水) 大分会場  
【場所】大分文化会館2F第2会議室(大分市荷揚町)
- ◆7月26日(金) 中津会場  
【場所】大分県中津総合庁舎3F大会議室
- ◇受付：両日とも13時15分～16時15分

#### 労働なんでも相談

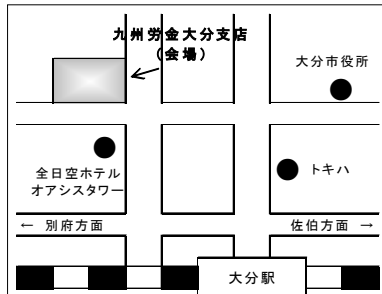
- ◇巡回相談開催地以外の県下各市町村で開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆6月5日(水) 臼杵会場  
【場所】大分県臼杵総合庁舎3F会議室
- ◆7月4日(木) 宇佐会場  
【場所】大分県宇佐総合庁舎2F会議室
- ◇受付：両日とも11時～15時

## 平成25年度労働講座(中央会場)のご案内

### <講演テーマ>

『高齢者の再雇用義務化！どうなる有期雇用契約？  
～ 知っておきたい最近の労働法改正について～』

- 講師 熊本大学法学部 教授 中内 哲 氏
- 日時 平成25年7月30日(火)13時30分～15時30分
- 場所 九州労働金庫大分支店5階(大分市寿町1-3)
- 定員 150名  
※参加無料
- お問い合わせ・申込先  
大分県商工労働部  
労政福祉課  
労働相談・啓発班  
TEL:097-506-3354  
FAX:097-506-1827



## アイネス男女共同参画ウィーク2013

### 活動紹介&講演会のお知らせ

- <活動紹介> 13:00～13:25  
「寸劇」男女共同参画ステップアップ・おおいた
- <講演会> 13:30～15:00  
「子連れキャスター走る！」  
講師：木場 弘子さん  
(キャスター・千葉大学客員教授)

- 日時：平成25年6月23日(日) 13:00～
- 場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス) 〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル 2F大会議室
- 定員：300名 ※先着順、参加無料
- 申込期限：平成25年6月14日(金)
- 無料託児あり ※満1歳～就学前の幼児。事前予約必要
- 申込み・問い合わせ先  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)  
tel 097-534-2039 fax 097-534-2057

「労働おおいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

### 大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827  
E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



### Web労働おおいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html>

### おおいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>